

4 調査対象とならなかった事例

平成30年度に受け付けた苦情で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

・市の仕事やそれに関わる職員の行為でない苦情(オンブズマン条例第6条)

市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為に該当せず、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(1) 共同住宅のごみステーションの管理 共同住宅のごみステーションに大量の不法投棄があり、ごみが散乱し、悪臭がしている。管理会社が何もしないことに不満である。

・自身に直接の利害を有していないもの(熊本市オンブズマン条例第15条(2))

申立内容について、申立人自身が利害を有していると言えないので、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(2) 消費生活相談の運営 市に消費生活相談体制の充実と改善を求める。
(3) 学習会の運営 市に学習会の運営について改善を求める。
(4) 公募型プロポーザルの審査結果 自身が参加していない公募型プロポーザルの審査結果に疑義があるので、事実関係を調査してほしい。

5 調査を中止した事例

平成30年度に受け付けた苦情で、調査を中止したものは次のとおりです。

・調査開始後に調査の必要がなくなったもの(熊本市オンブズマン条例第17条)

調査開始後に申立人自らが、申立ての取り下げを行ったことにより、調査を中止したものです。

内容・申立ての趣旨
(1) 生活保護の転居費用 生活保護を受給中だが、市外への転居費用の支給を認めない市の対応に納得できない。